

農業制度資金の ご案内

農業を営まれる方の生産活動などを
県や市町の利子助成により
資金面から支援します。



兵庫県マスコット
はぼたん

兵庫県

農業近代化資金

「経営改善を図るための新しい機械を購入したい」、「経営規模を拡大したい」など、意欲のある農業者等が経営改善を図るために、農協等が融資する長期かつ低利の資金です。

1.借入対象者

認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など

2.主な資金使途

ア 建構築物造成資金・農機具等取得資金

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者は復旧に必要な資金を除く）等

イ 果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者は、果樹、オリーブ、茶、多年生草木、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る）

ウ 家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

エ 小土地改良資金

事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者は復旧に必要な資金を除く）

オ 長期運転資金

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金

3.融資機関

県内各農協、兵庫県信用農業協同組合連合会、但馬銀行、三井住友銀行、みなと銀行、但陽信用金庫、中兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、兵庫県信用組合

農業経営基盤強化資金(スーパーL)

農業経営改善計画の認定を受けられた方が、その計画に即して規模拡大その他経営改善を図るのに必要な長期資金を(株)日本政策金融公庫等が低利で融資します。

1.借入対象者

認定農業者

2.主な資金使途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金

- ア 農地等の取得、改良、造成等
- イ 農業経営用施設・機械等の取得、改良等
- ウ 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の取得、改良等
- エ 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- オ 家畜・果樹等の導入、農地賃貸料の支払い
- カ その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- キ 負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた認定農業者は、(公財)農林水産長期金融協会の利子助成により、貸付当初5年間、無利子で資金を借りられる場合があります。



兵庫県マスコット
はばタン

3.融資機関

(株)日本政策金融公庫(直貸)、県内各農協(転貸)

美しい村づくり資金

「新しい機械や家畜を購入したい」、「農産物加工のための施設を作りたい」、「災害被害から経営を建て直したい」などとお考えの農業者や団体の方のために低利で融資する資金です。

1.借入対象者

農業に従事し、又は従事しようとする者(法人・団体を含む)

2.主な資金使途

- ア 農業生産の基盤整備のための農畜産物の生産、加工、集出荷若しくは販売に係る施設又は機械機具の取得(改良、造成を含む。)に必要な費用
- イ 農地等の高度利用化を促進するための農地等の取得又は造成に必要な費用
- ウ 営農活動の開始又は継続に必要な次の経費に要する資金(旧債務の借換えは除く。)
 - 種苗、肥料、農薬、飼料等の購入費及び雇用労賃等の経費、小農具の購入費、農業用建構築物及び農機具の修繕費、家畜の購入費、地代、農業機械等のリース料
- エ 農村の活性化のための農畜産物の生産、加工、集出荷若しくは販売に係る施設又は機械機具の取得(改良、造成を含む。)に必要な資金
- オ 集落営農団体(生産組合を含む。)の行う農業生産の基盤整備のための農畜産物の生産、加工、集出荷若しくは販売に係る施設又は機械機具の取得(改良、造成を含む。)に必要な資金
- カ 設立後5年以内の農業法人が行う営農活動の開始又は継続に必要な上記ウの括弧内の経費に要する資金(旧債務の借換えは除く。)
- キ 体験農園、農家民宿、農家レストラン等の農村体験交流施設の整備等に要する資金
- ク 局地天災、病虫害又は家畜の伝染性疾病による被災農家の再生産に必要な資金及び災害前6ヶ月以内に購入した生産資材代金(借入申込時に未払いのもの)の支払いに必要な資金



3.融資機関

県内各農協、兵庫県信用農業協同組合連合会、なぎさ信用漁業協同組合連合会、兵庫県信用組合

その他の資金

資金名	対象となる資金使途や特徴	
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者が農業経営改善計画を実施するために農協等が融通する償還期限が1年以内の短期運転資金	
環境創造型農業推進・ ひょうご安心ブランド支援資金	食の安全・安心の実現や「ひょうご安心ブランド」の認定を受けた農畜産物の生産振興、消費拡大を図る農漁業者や団体のための本県独自の資金	
市民農園資金	農業者等が市民農園を整備するために必要な本県独自の資金	
日本政策金融公庫資金	青年等就農資金	認定新規就農者が農業経営を開始するのに必要な資金(無利子長期貸付)
	農業改良資金	農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取組を行うエコファーマー等に対し無利子で融通する資金
	経営体育成強化資金	意欲と能力をもって農業を営まれている担い手(認定農業者を除く)等への、前向き投資資金及び償還負担の軽減に必要な資金
	農林漁業セーフティネット 資金	災害を受けたときや、社会的・経済的環境の変化により資金繰りに支障をきたしている場合等に融通する資金
農業経営負担軽減支援資金	営農負債の借換え(ただし、当該負債が制度資金である場合は貸付利率が年5.0%以下のものは対象外)のための資金	

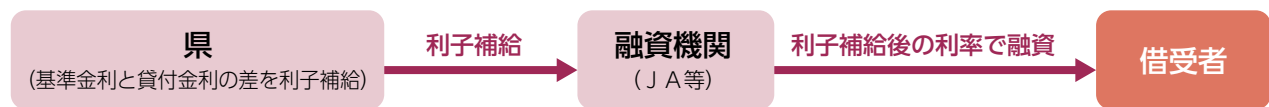
借入資格の主な要件

名称	要件
認定農業者	・ 農業経営改善計画の認定を市町長から受けた者
主業農業者	次の全ての要件を満たすもの
農業者 (個人)	・ 農業所得が総所得の過半を占めている又は農業粗収益が 200 万円以上 ・ 青壮年の家族農業従業者がいる ・ (60 歳以上の場合) 後継者が主として農業に従事し且つ将来もその見込みがある ・ 簿記記帳を行っている(行うことが確実と見込まれる場合も含む)
農業者 (法人)	・ 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている又は農業粗収益が 1,000 万円以上 ・ 常時従業者がいる ・ 簿記記帳を行っている(行うことが確実と見込まれる場合も含む)
認定新規就農者	・ 青年等就農計画の認定を市町長から受けた者
農業参入法人	・ 原則 5 年以内に農業経営改善計画を有する農業を営む法人 (経営開始後決算 2 期を終えていないもの)
集落営農組織	・ 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体 ・ 定款や規約を有している組織(各資金の要綱等で定める事項や基準を満たすもの)
任意団体	・ 定款や規約を有している団体(各資金の要綱等で定める事項や基準を満たすもの)
エコファーマー等 (農業改良資金)	・ ①エコファーマー、②農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等、③農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等、④米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等、⑤六次産業化法の認定を受けた農業者等

利子補給 (助成) のしくみ

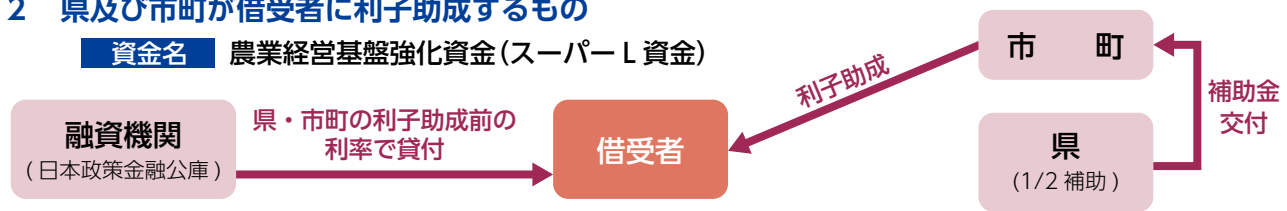
1 県が融資機関に利子補給を行い、借受者に低利で融資するもの

資金名 農業近代化資金、美しい村づくり資金、農業経営負担軽減支援資金等



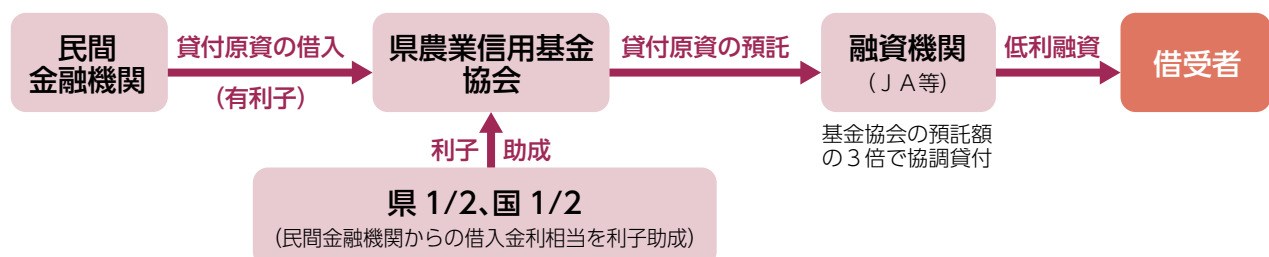
2 県及び市町が借受者に利子助成するもの

資金名 農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金)



3 融資機関の借入原資に対して、国及び県が利子助成するもの

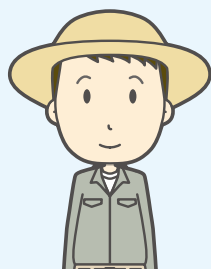
資金名 農業経営改善促進資金 (スーパー S 資金)



借入手続き例

農業近代化資金、公庫資金

(スーパーL資金、経営体育成強化資金(前向き)、農業改良資金)等の場合



借入希望者
(農業者)

1 経営改善資金計画書・借入申込希望書等を作成

経営改善資金計画書の作成でお困りの時は、お近くの農業改良普及センター等にご相談ください。

2 経営改善資金計画書・借入申込希望書等を提出

お近くの融資機関(農協・公庫等)に提出してください。

3 審査

- ① 融資機関が事業計画や返済能力等を踏まえ、貸付の妥当性を総合的に審査します。
- ② ①を踏まえ、県(及び市町※)が利子補給承認(農業近代化資金)又は貸付資格の認定(農業改良資金)等を行います。

4 貸付実行

関係機関による審査が完了したのについて、融資機関から貸付実行されます。

美しい村づくり資金、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金、市民農園資金等の場合



借入希望者
(農業者)

1 借入申込書を提出

借入申込書を作成し、融資機関(農協等)に提出してください。

2 審査

融資機関が事業計画や返済能力等を踏まえ、貸付の妥当性を総合的に審査します。

3 利子補給承認

融資機関(農協等)から県(及び市町※)に利子補給承認を申請します。

4 貸付実行

県(及び市町※)利子補給承認を受けたものについて、融資機関から貸付実行されます。

※ 農業近代化資金(災害復旧資金)及び美しい村づくり資金(災害資金)については、所在市町の利子補給承認も必要となります。

債務保証制度のご案内

融資機関から融資を受ける場合、兵庫県農業信用基金協会に対して保証料をお支払いいただくことで、一定金額までは原則として担保・第三者保証人なしで融資を受けることができます。(ただし、同協会の審査があります。)

なお、公庫資金については農協転貸方式の場合のみ基金協会の保証を受けることができます。

保証料等の詳細は、借入資金等により異なりますので、融資を受ける融資機関へお問い合わせください。

こんなとき、
こんな制度資金が
あります。



兵庫県マスコット
はばタン

		償還期限 (年)	うち据置 (年)	融資率 (%)	貸付限度額 (万円)	
前 向 き	農業近代化資金	認定農業者 集落営農組織	7～15	2～7	100 (上限額有※1)	個人 1,800 法人・集落営農組織 20,000
		その他の担い手	7～15	2～7	80	
	農業経営基盤強化資金 【スーパーL資金】	認定農業者	25	10	100	個人 30,000 法人 100,000
	美しい村づくり資金 (災害資金以外)	農業者等	5～15	1～2	80	個人 1,000 法人・団体 2,000
	環境創造型農業推進・ ひょうご安心ブランド支援資金	農漁業者等	10	2	80	個人・法人・団体 2,000
	市民農園資金	農業者等	15	2	80	個人・法人・団体 2,000
	農業経営改善促進資金 【スーパーS資金】	認定農業者	1	—	—	個人 500 (※2) 法人 2,000 (※2)
	経営体育成強化資金 (前向き)	集落営農組織	25	3～10	80	個人 15,000 法人・集落営農組織 50,000
		その他の担い手	25	3～10	80	
	農業改良資金	エコファーマー等	12	3～5	100	個人 5,000 法人 15,000
青年等就農資金	認定新規就農者	17	5	100	個人・法人 3,700	
負 債 整 理	農業経営負担軽減支援資金	農業者等	10～15	3	100	営農負債の残高
	経営体育成強化資金 (負債整理)	その他の担い手	25	3～10	100	個人 1,000～2,500 (※3) 法人 4,000 (※3)
災 害	農林漁業セーフティネット 資金	認定農業者等	10	3	—	600
	美しい村づくり資金 (災害資金)	農業者等	5	1	80	個人 500 法人・団体 1,000

貸付金利は毎月見直しがあります。

最新の金利は、兵庫県のホームページ(https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk07/af05_000000001.html)又は裏面の問い合わせ先へご確認ください。
また、上記は資金用途の一例ですので、詳しい資金用途又は融資条件等につきましては、裏面の問い合わせ先で確認ください。

資金の借り入れの際は次の点にご注意ください。

このパンフレットは、代表的な農業制度資金の概要を紹介しております。詳しくは最寄りの農協等融資機関、農業改良普及センター又は、農林（水産）振興事務所農政振興課などで相談してください。

なお、資金の借り入れに際しては、次の点に特にご注意願います。

①早めにご相談ください

農業制度資金は、審査や借入手続に時間を要します。資金の借入の予定があれば、早めに融資機関や農業改良普及センター等にご相談ください。

なお、審査等の結果により、融資のご希望に添えない場合があります。

②償還期限

各資金ごとに定められた償還期限（据置期間）は、それぞれの最高限度を示すもので、実際には、貸付対象施設等の耐用年数ほか貸付対象事業の効果、収益性などを考慮し、必要な期間にとどめることとしています。

なお、据置期間は、償還期限内で設定します。そのため据置期間中は利息のみの返済となります。

③事前着工はできません

貸付決定又は利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象にはなりません。

④法的手続が別に必要となる場合があります

関係法令の制限等を受ける事業については、事前に必要な手続きを終了してから申請してください。

⑤目的外使用はできません

貸付金は、当初に計画した機械、施設等の支払い以外の用途に使用することはできません。

⑥計画変更

当初の計画（事業量、事業費、事業内容等）を変更する場合は県の承認を受け、所定の手続きをとってください。

⑦経理状況

事業の経理状況を明確にするために、資金の受入れ、支払いについては、自己資金を含め借入者名義の別段預金口座を開設してください。

また、支払いは口座振替で行い、必ず領収書を受け取って償還終了まで保管しておいてください。

⑧事業完了

事業完了後等において、実績事業費の減少により、貸付額が融資率の上限を上回るようになった場合は、繰上償還等所定の手続きをしてください。

資金に関するお問い合わせは ー最寄りの農協又は次のところへー

農業改良普及センター

神戸農業改良普及センター	神戸市西区神出町小東野30-19	☎078-965-2102
阪神農業改良普及センター	三田市天神1-10-14	☎079-562-8861
加古川農業改良普及センター	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	☎079-421-9354
加西農業改良普及センター	加西市別府町西大谷甲2662	☎0790-47-1888
姫路農業改良普及センター	姫路市北条1-98	☎079-281-9325
光都農業改良普及センター	赤穂郡上郡町光都2-25	☎0791-58-2100
龍野農業改良普及センター	たつの市龍野町富永1311-3	☎0791-63-3711
豊岡農業改良普及センター	豊岡市幸町7-11	☎0796-23-1001
新温泉農業改良普及センター	美方郡新温泉町芦屋522-4	☎0796-82-1161
朝来農業改良普及センター	朝来市和田山町東谷213-96	☎079-672-6886
丹波農業改良普及センター	丹波市柏原町柏原688	☎0795-73-3806
南淡路農業改良普及センター	南あわじ市八木養宣中560-1	☎0799-42-0649
北淡路農業改良普及センター	淡路市志筑1421-1	☎0799-62-0671

農林(水産)振興事務所

神戸農林振興事務所	神戸市長田区浪松町3-2-5	☎078-742-8323
阪神農林振興事務所	三田市天神1-10-14	☎079-562-8848
加古川農林水産振興事務所	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	☎079-421-9159
加東農林振興事務所	加東市社字西柿1075-2	☎0795-42-9422
姫路農林水産振興事務所	姫路市北条1-98	☎079-281-9285
光都農林振興事務所	赤穂郡上郡町光都2-25	☎0791-58-2194
豊岡農林水産振興事務所	豊岡市幸町7-11	☎0796-26-3697
朝来農林振興事務所	朝来市和田山町東谷213-96	☎079-672-6878
丹波農林振興事務所	丹波市柏原町柏原688	☎0795-73-3793
洲本農林水産振興事務所	洲本市塩屋2-4-5	☎0799-26-2096

株式会社 日本政策金融公庫 神戸支店(農林水産事業)

神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル11階

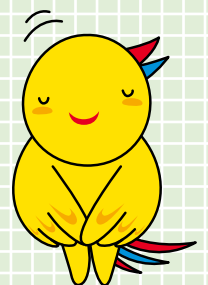
Tel(078)362-8451

兵庫県農業信用基金協会 神戸市中央区海岸通1番地

Tel(078)333-5855

兵庫県農林水産部 農林経済課

Tel(078)341-7711(内74513)



兵庫県マスコット
はばタン